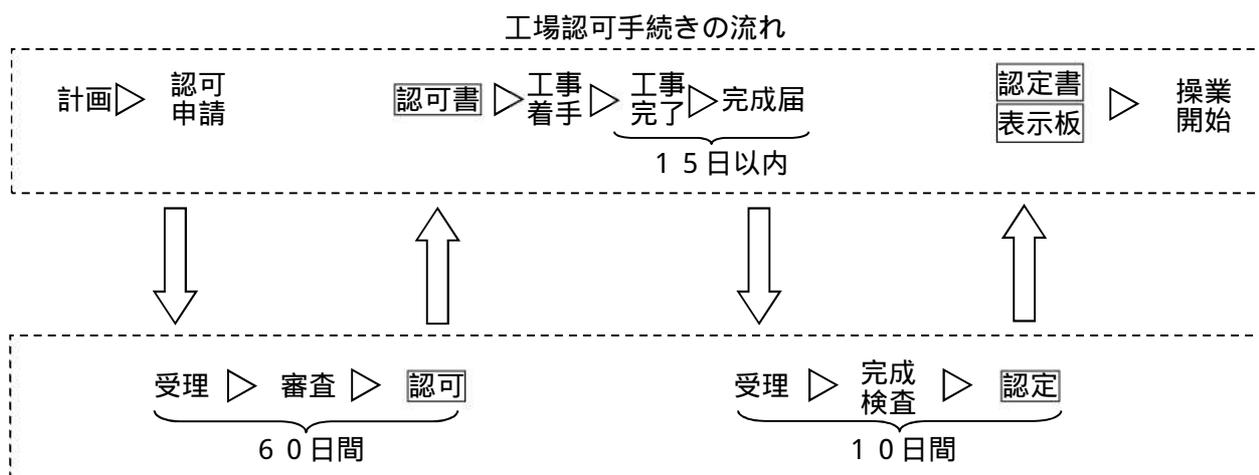


工場認可申請書の記載例

衣服縫製工場編



< 必要書類 >

書類は2部作成してください。(コピー可。ただし、2部とも印は朱肉)

チェック欄	申請に必要な書類
	工場認可(設置、変更)申請書(第7号様式その1)
	(その2)
	別紙 建物の棟別用途構造面積
	機械設備明細書
	別紙 騒音又は振動発生施設の構造等
	工場付近図
	敷地・建物配置図
	平面図・機械配置図
	工場立面図(東西南北 4方向)

下記は、必要に応じて

チェック欄	申請に必要な書類
	別紙 ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生施設の構造・使用の方法
	別紙 ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理方法
	別紙 汚水の発生施設の構造等
	別紙 汚水の処理の方法
	騒音特定施設設置届出書
	振動特定施設設置届出書
	設置する機械や公害防止設備のカタログ、図面、仕様書等

< 申請手数料 >

設置認可申請(初めての申請)		変更認可申請(2回目以降)
作業場面積	手数料	作業場面積を問わず 一律 7,600円
500m ² 以下のもの	8,700円	
500m ² を超え、1,000m ² 以下	14,200円	
1,000m ² を超えるもの	20,200円	

工場を設置するときには、建築基準法等、他の法令で規制を受ける場合がありますので事前にご相談ください。

大気汚染防止法のばい煙発生施設(ボイラー、冷温水発生器等)のことは、

東京都環境保全局 大気保全課 Tel 03-5388-3492

下水道法の特定施設(排水施設)のことは、

東京都下水道局東部第二下水道事務所 Tel 03-5680-1392

< 問い合わせ >

江戸川区環境部環境課指導係 Tel 03-5662-1995

工場設置 ~~変更~~認可申請書

年 月 日

江戸川区長 殿

住所 〒132-0021
江戸川区中央1-4-1
氏名 有限会社 江戸川縫製
代表取締役 江戸川 一郎
電話 03-5662-1995

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条第1項
第82条第1項の規定により認可を受けたい
ので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

既認可番号等	認可番号・年月日	第 - 号	年 月 日
	変更事由	1 業種 2 作業 3 建物 4 施設	
工場の名称	有限会社 江戸川縫製 住居表示で記載してください		
工場の所在地	〒132-0021 江戸川区中央1-4-1 tel 03-5662-1995		
地域等	用途地域	水域	
	準工業地域（特別工業地域）	公共下水道	
業種 作業の種類	繊維工業 日本産業分類の中分類を記載してください	ニット生地 of 裁断、縫製	
主要生産品目	ニット製婦人外衣 主要生産品目を記載してください	通常の作業時間を記載してください	
資本金	1,000,000円	作業時間	8時00分から 17時00分まで（8時間）
自動車の出入り口が接する道路の幅員	4m	100メートル以内の学校・病院等の所在位置	有 無 別紙（案内図）のとおり
工事着手予定	年 月 日	工事完成予定	年 月 日
従業員数	3人	常用雇用者数	3人
公害防止担当部課	担当部課 代表取締役	責任者氏名	江戸川 一郎
連絡先	所属		
	氏名	代表取締役 江戸川 一郎	
	電話番号	03-5662-1995	
	ファクシミリ番号	03-5662-1995 電子メールアドレス	
受付欄		手数料	

- 備考 1 の欄には記入しないこと。
 2 「既認可番号等」の欄は、変更認可申請時のみ記入すること。
 3 印の欄には、申請書に添付する別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
 4 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
 5 「業種、作業の種類」の欄の「 」には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。また、「 」には条例別表第1に掲げる工場の種類を記入すること。
 6 「100メートル以内の学校・病院等の所在位置」とは、工場の敷地の境界線から100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園をいう。
 7 「公害防止担当部課」の欄の「責任者氏名」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

その2

敷地・建物の状況	敷地面積	1 変更後（設置）	132.3 m ²	2 変更前	m ²
	建物の配置等	別紙（配置図）のとおり			
	建物の棟別用途・構造・面積等	別紙（配置図）のとおり			
	周囲の状況	別紙（案内図）のとおり			
施設の状況	機械・設備等の施設	別紙（機械設備明細書）のとおり			
	構造・配置・使用方法	別紙（機械配置図）のとおり			
動力用電力の合計（kw）	その他の電力の合計（kw）	総燃料油使用量（ℓ/日）	総用水量（m ³ /日）	取水方法	総排水量（m ³ /日）
1	1.3	4.0			
2	機械設備明細書の数値と合わせてください。				
工場に取り扱う有害ガス又は有害物質	なし				
作業の工程	ニット生地 - 裁断 - 縫製 - 仕上げ - 納品				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 作業工程の流れをフローで記載してください。記入しきれないときには別紙としてください。 </div>				
	屋外の作業	なし			
公害防止措置の概要（一時的作業に伴う措置を含む。）	【騒音】工場の外壁をモルタル20mm、内壁にグラスウール50mm、石コウボード12mm、窓をアルミサッシ（網入ガラス）とし、エアコンを設置して開口部を閉じて作業する。				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 記入しきれないときには別紙としてください。 </div>				

- 備考 1 「建物の配置等」、「建物の棟別用途・構造・面積等」及び「機械・設備等の施設」の欄の別紙は、それぞれ、施行規則別記第7様式の別紙1その1、その2及びその3を使用すること。
- 2 「周囲の状況」の別紙は、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面とすること。
- 3 「構造・配置・使用方法」欄の別紙は、施行規則別記第7号様式の別紙2から別紙7までまでのうち該当する様式を使用すること。
- 4 「動力用電力の合計」から「総排水量」までの欄は、設置認可申請時には「1」欄のみを記入すること。
- 5 「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力の合計を、「その他の電力の合計」の欄には電熱用電力、電解用電力等、直接当該工場の作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入すること。
- 6 「工場に取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3 有害ガスに掲げる物質又は別表第4 有害物質に掲げる物質のうち工場に取り扱っているものを記入すること。

別紙 建物の棟別用途構造面積

棟番号	新・増・既設の別	用途	階数	構造	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	作業場面積 (㎡)
1	新	作業場・事務所・住居	2	木造・モルタル壁	61.7	115.3	17.0
合 計					61.7	115.3	17.0

建物が複数ある場合にはそれぞれ記載してください

延べ床面積を記載してください

撤去建物

棟番号	撤去	用途	階数	構造	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	作業場面積 (㎡)
合 計							

機械設備明細書

施設番号は機械配置図の番号と同じにしてください

100V、200V に係らずモーターの出力を記入

ヒーターや溶接機等モーターのないものを記入

むね番号	施設番号	新既増撤	名称	用途 能力	動力用電力			その他の電力		
					k W	数	計 (kW)	k W	数	計 (kW)
	1	新	本縫ミシン	縫製	0.25	2	0.5			
	2	"	ロックミシン	縫製	0.2	1	0.2			
	3	"	穴かがりミシン	穴かがり	0.2	1	0.2			
	4	"	裁断機	裁断	0.4	1	0.4			
	5	"	アイロン	仕上げ				1.5	1	1.5
	6	"	エアコン	作業場用				2.5	1	2.5
既 設 残 合 計					k W			k W		
新 増 設 合 計					1.3 k W			4.0 k W		
撤 去 合 計					k W			k W		
合 計					1.3 k W			4.0 k W		

空調機はモーターの有無に係らずその他の電力欄に記入してください。

備考1. この用紙には作業に供せられ、又は事業活動に伴って発生するばい煙等を防止するために設置すること。
 2. 「動力用電力」欄には、100V、200Vに係らず原動機の出力数をkW（キロワット）で記入すること。

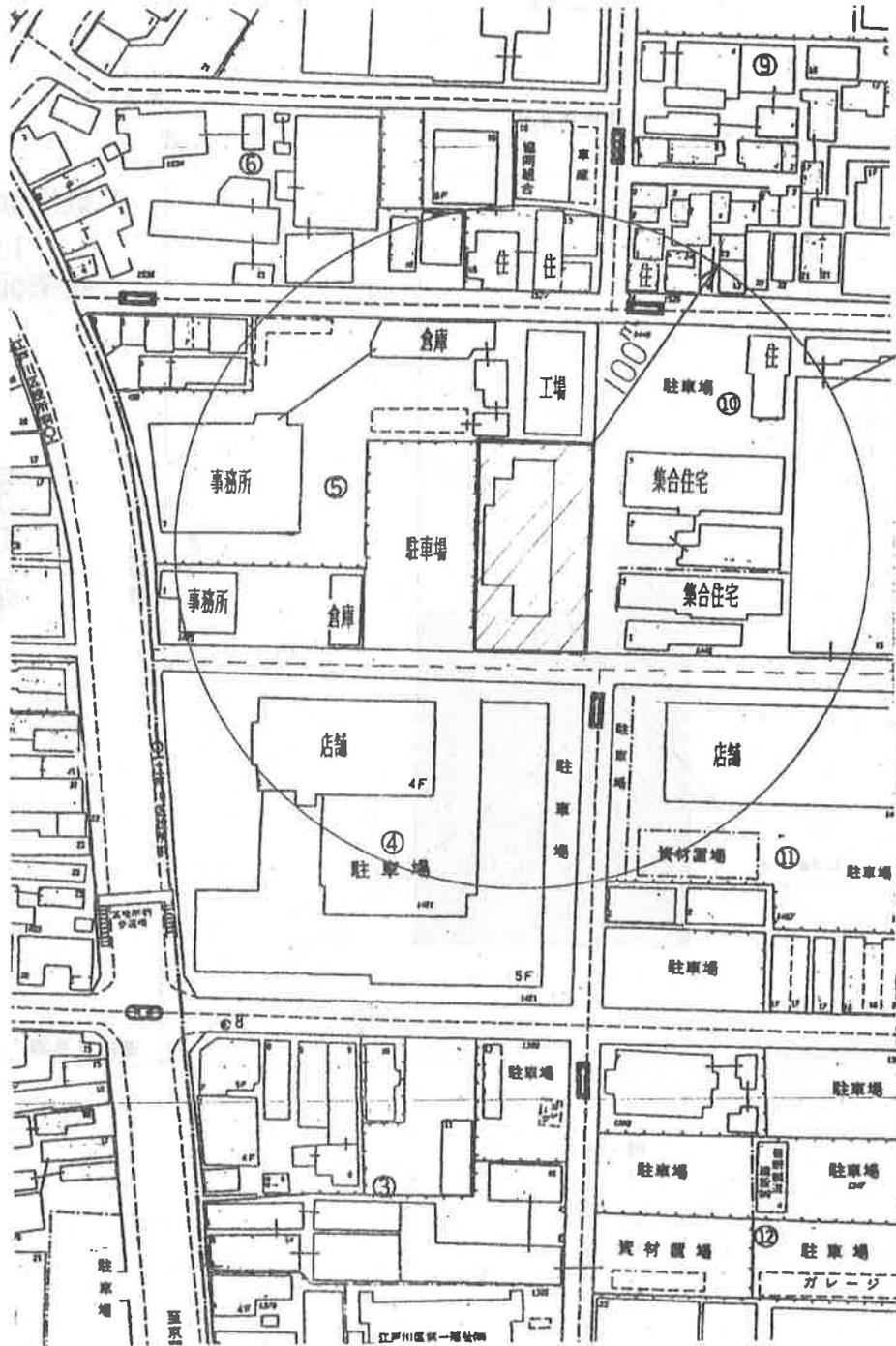
申請書2枚目の電力欄・その他の電力欄に記載する数値です。

騒音又は振動発生施設の構造等						
工場における施設番号		1	2	4		
種類・名称・型式		本縫ミシン	ロックミシン	裁断機		
公称能力		0.25kw	0.2kw	0.4kw		
数		2	1	1		
使用開始(予定)年月日		年月日	同左	同左		
使用状況	1日の使用時間・ 1月の使用日数	8時～17時 20日/月	8時～17時 20日/月	8時～17時 20日/月		
	季節変動	なし	なし	なし		
騒音又は振動の防止の方法		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 自社、他社全てを記入。 </div> (騒音)工場の外壁をモルタル20mm、内壁にグラスウール50mm、石膏ボード12mm、窓をアルミサッシ(網入ガラス)とし、エアコンを設置して開口部をとじ				
事業用自動車	種類	貨物自動車 (ワゴン車)				
	用途	運搬				
	積載量	750kg				
	台数	1				
	1時間当りの出入回数					
	1日当たりの出入回数	週に3回				

備考 1 「騒音又は振動発生施設とは、金属圧延機械、プレス機械等騒音又は振動を発生する施設をいう。

2 「騒音又は振動の防止の方法」欄には、消音器、つり基礎、遮音塀等騒音又は振動の防止に関して講ずる措置を記入すること。できる限り図面、表等を利用すること。

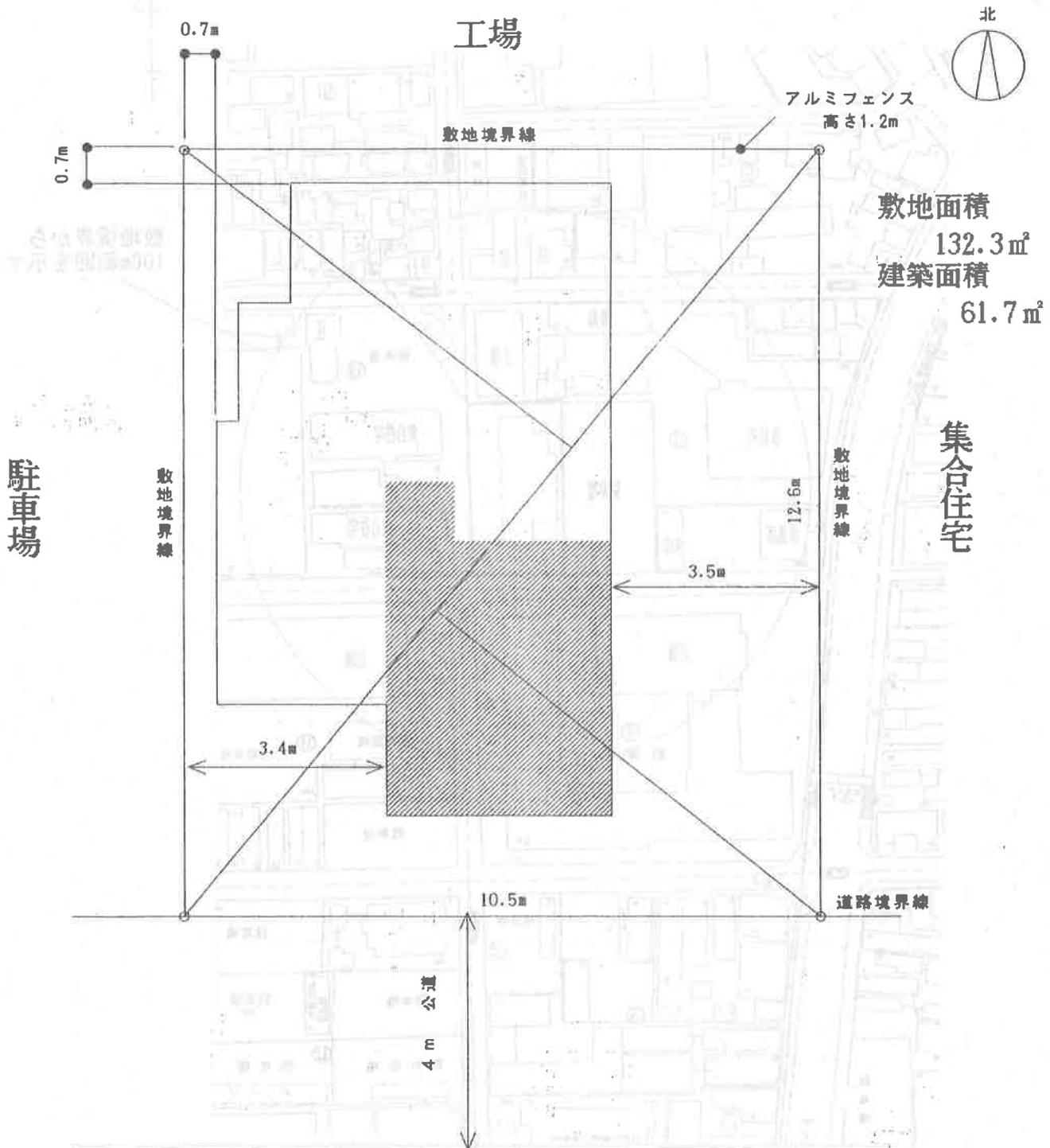
工場付近図



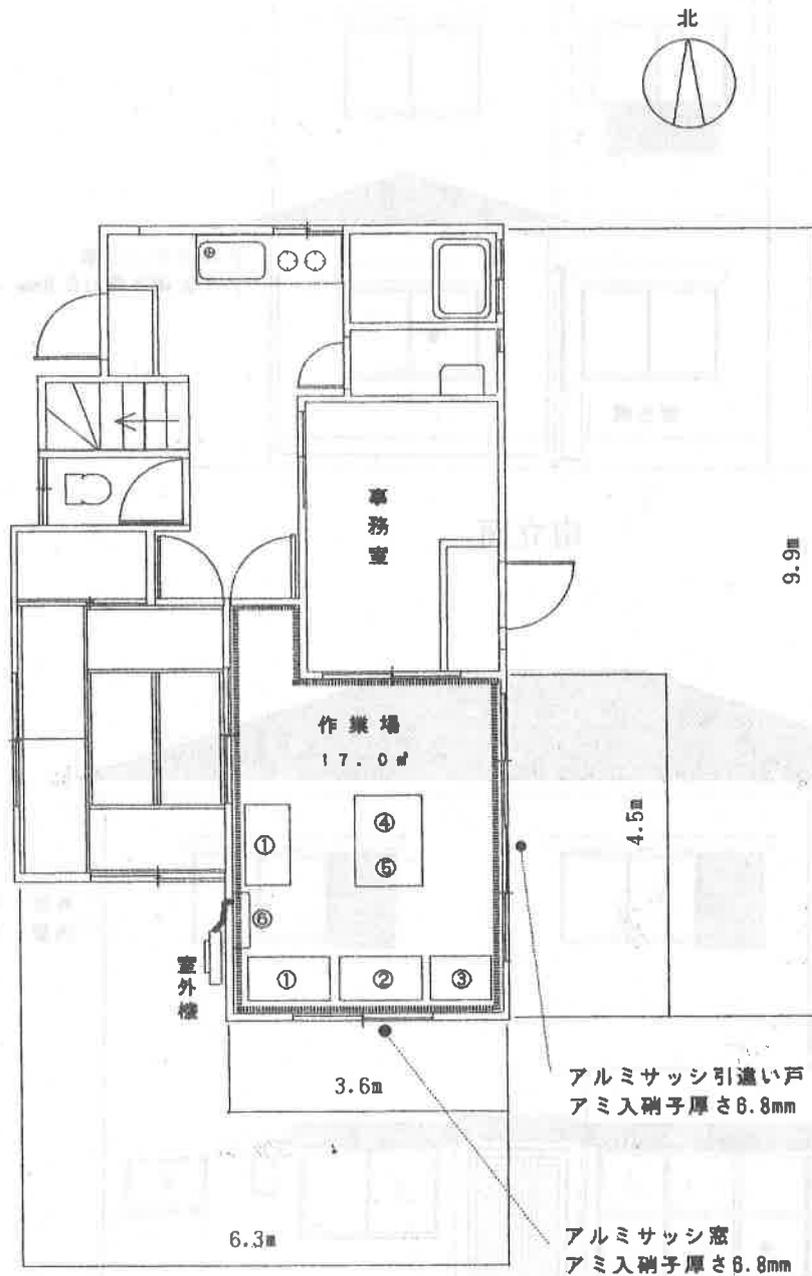
敷地境界から
100m範囲を示す

江川川第一橋

敷地・建物配置

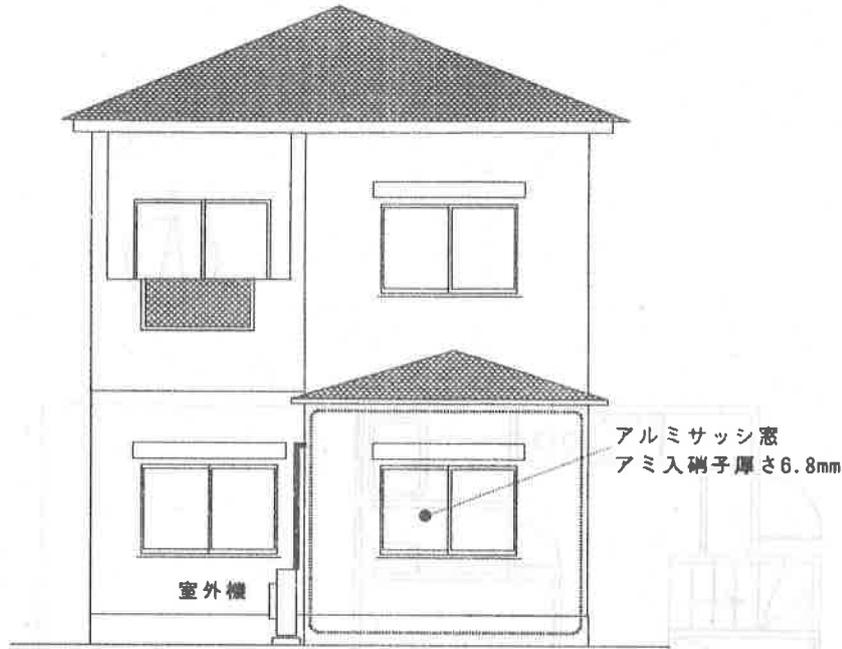


平面図・機械配置図



1階平面図

建物立面図



南立面



東立面

 : 作業場部分を示す

* 北、西側は作業場に接していないため立面図省略

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年条例第215号)(抜粋)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業員の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(規制基準の遵守等)

第68条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準(規制基準を定めていないものについては、人の健康に又は生活環境に障害を及ぼす恐れのない程度)を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生(汚水については、地下への浸透を含む。第74条及び第95条を除き、以下同じ。)をさせてはならない。

(へい等の設置)

第77条 工場又は指定作業場においては、第68条第1項に規定する規制基準が適用されない一時的な作業等に伴って発生する騒音、振動又は粉じんを防止するために必要なへいその他の設備を設けなければならない。

(屋外作業の制限)

第80条 工場においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させる作業をしてはならない。

(工場の設置の認可)

第81条 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 工場の名称及び所在地
- 三 業種並びに作業の種類及び方法
- 四 建物及び施設の構造及び配置
- 五 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法
- 六 自動車の出入口が接する道路の幅員
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(工場の変更の認可)

第82条 既に設置している工場に係る前条第2項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りではない。

(完成届、認定及び使用開始の制限)

第84条 第81条第1項又は第82条第1項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る工場の設置又は変更(工事を伴うものに限る。)の工事が完成したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合においては、当該届出に係る工場が認可の内容及び条件に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果適合していると認めるときは、その旨を認定しなければならない。

3 第81条第1項又は第82条第1項の規定による認可を受けた者は、第1項の規定による届出をする必要がある場合は、前項の規定による知事の認定を受けた後でなければ、当該届出に係る工場又は工場の変更部分の使用を開始してはならない。

(変更届及び廃止届)

第87条 第81条第1項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該認可に係る工場を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第88条 第81条第1項の規定による認可を受けた者から当該認可に係る工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場に係る当該認可を受けた者の地位を承継する。

2 第81条第1項の規定による認可を受けた者について相続、合併又は分割(当該認可に係る工場を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工場を承継した法人は、当該認可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第81条第1項の規定による認可を受けた者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。